

他の方法によつて、理事者と協力し渾身の力を凝らしたにも拘はらず、サービス改善等による自力更生不可能と見るや打つて變つて従業員の彈壓をせんとするに至つたのであります。我々従業員は常に純良なる市民の公僕として、五百萬市民の主要交通機關としての使命を完全に遂行すべく専念してある折柄、斯くの如き不見識なる事實を暴露されるに於ては、市電の前途誠に堪へざるものとあり、市電本來の使命に悖るなきやを憂ふるものであります。惟ふに市電今日の財政難の因子は深く東京鐵道株式會社の買収に初め爾來大震災の一大打撃、郊外電鐵の市内乗入れ、省電の延長、地下鐵の出現、バス團タクの急激なる増加等々と相俟つて、歴代理事者の放漫なる經營方針は、市電を今日の窮狀へ追ひ込んだ重要な役割を演じたのであります。しかし乍ら大正十一、二年より昭和三年當時までの好況時代に於ては緩慢なる方策によつても猶經營は成り立つたのであるが、今日の如く電車収入二千萬圓を割る不況時に至つては斯かる放漫なる方策は絶対に許されないのであります。

然らば如何にして市電の更生を計るべきやの問題でありますが、これについてはサービス改善勿論可なるも、これのみによつては前述の通り、更生の實を擧げることが絶対に不可能であり、故に、より根本的な左の如き項目を實行することによつてのみ市電更生が實現され得るものと確信します。

- 一、公債一億圓を本市經潭へ移讓すること
 - 一、鐵道省より損害補償金をとること
 - 一、爲替差損金を國庫より補償せしめること
 - 一、電力自給により高價なる電力料を節減すること
- 以上の諸問題を解決するならば年額約一千萬圓程度の恒久財源が捻出されるのであります。従つてこれ等の案件解決を等閑に附して市電將來を決定的に悲觀することは實に退嬰的であつて我々のとらざる所であり、此の意味に於て急速に本問題を解決し、全従業員の不安を除き以つて交通産業従業員としての使命を完ふせしむべきなりと信じ、茲に潜越ながら意見書を提出し、御賛意を切望する次第であります。

三 日本交通従業員組合の情勢

日本交通従業員組合は、日本主義を標榜する一派で、昭和七年十一月の争議後に於ける東交内紛の虚に乗じて起された運動で、昭和五年の争議を裏切つたといふ理由で東交から除名された宮井昌吉、濱田藤次郎、伊藤誠、馬場五四三の諸氏を中心と

する團體である。昭和八年十一月結成されたもので、その組合員は約五〇〇前後と目されてゐる。本組合が如何なる態度をとるかについて注目されたが、八月三十日の緊急擴大理事會は左記の如き決議をなし、當局に提出した。

決 議

我が日本交通従業員組合へ東京市ノ全面的行政財政及人事ノ根本的革新ヲ前提トセザル市電第二次更生案ナルモノハ全く意味ヲ爲サザルモノデアルト確信シ茲ニ絶對反對ヲ表明ス

第二 更生案の發表と従業員側の態度

一 共済組合部會員に對する發表

九月二日午前三時、當局は電報を以て共済組合部會員に對し、午前九時半までに出席すべきことを命じた。招電を受けた東交側は、時を移さず組合本部に中央闘争委員會を開き、有力市會議員四十四名への陳情を行ふこととし、直ちに十組の陳情隊を出動せしめ、これを終つて、再び中央闘争委員會を開き、整理案撤回要求の腹をきめて、定められたる商工獎勵館に赴いた。

午前十時四十分、山下電氣局長は、出席したる共済組合部會員熊本利男(東交執行委員長)氏以下八十名、傍聴者約四十名に對し、謂はゆる第二次更生案を發表したのであるが、従業員側は想像以上の整理案の内容に只呆然とするのみであつた。

これに對し熊本委員は發言を求めたるも、既に局長退席後なりしたため、一同に對し、整理案の過酷なることを痛撃し「案の内容に關しては正式の機關にかけ討議の上態度を決定する豫定であるが、この案により市電の更生を期し得られざるは明白である。故に我々は今後陣容を整へ闘争するより外に道なし」と述べ午前十一時十分全員退出した。

二 東京市會に對する報告と市會各派の態度